

経営力強化サポート資金（R6.7.1～取扱開始）

■目的

中小企業者等の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、金融と経営支援の一体的取組を推進することで、その経営力の強化に資することを目的とします。

■融資の対象

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

※認定経営革新等支援機関とは、税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ税理士、公認会計士、金融機関等で、国の認定を受けた者です。

■認定について

法第2条第5項第5号該当の特定中小企業者にあっては、市町村に認定申請書を提出し、市町村長の認定を受けるものとします（一般保証の場合は、認定不要です。）。

■資金使途

運転資金及び設備資金

ただし、法第2条第5項第5号該当の場合は、既往の県制度融資資金のうち、以下の新型コロナウイルス感染症関連資金を借り換える場合に限ります。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金
- ・伴走支援型特別資金
- ・経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）のうち、法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）認定による借入金
- ・経営環境変化対策資金（セーフティネット資金）のうち、法第2条第5項第5号認定であって令和2年2月1日から令和3年12月31日までに宮城県信用保証協会（以下、「協会」という。）が保証申込受け付けし、かつ融資実行された借入金
- ・経営環境変化対策資金（危機関連対策資金）のうち、新型コロナウイルス感染症に係る借入金

■融資条件

限 度 額	一企業等 8, 000万円
利 率	年 1. 60% ※セーフティネット保証5号認定の場合は、1. 30%
償 還 期 間	・運転資金 5年以内（据置1年以内） ・設備資金 7年以内（据置1年以内） ※ただし、既往の信用保証付き県制度融資資金の旧債返済を行う場合は10年以内（据置1年以内）
償 還 方 法	原則として月賦均等返済
保証人・担保	・保証人 原則として法人代表者以外は不要 ・担 保 必要に応じて徴求
信 用 保 証	信用保証付 信用保証料は以下のとおり ①一般保証の場合 年1. 45%以下 ②法第2条第5項第5号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもの 年0. 67%
留 意 事 項	本資金は、全国統一保証制度（経営力強化保証制度）の対象であることから、経営力強化保証制度の適用に係る手続等については、宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領のほか、宮城県信用保証協会において別に定める経営力強化保証制度要綱によるものとします。

■融資申込

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、事業行動計画書及び法第2条第5項第5号該当の市町村長の認定を受けた場合には、当該認定書を添付し、取扱金融機関所定の手続により申込むものとします。

※融資申込書は、取扱金融機関所定のものを使用

■金融機関の責務並びに報告及びEBPMに伴う情報提供

- (1) 金融機関は、原則として、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者等から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。
- (2) 金融機関は、中小企業者等に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- (3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回、中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。

なお、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、協会は、協会において別に定める経営力強化保証制度要綱に定める事項を経済産業省に送付するものとし、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を協会に提出するものとする。

- (4) 金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

■事務の流れ



